

**様式1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】**

〔氏名： 山本陽一郎 〕

四日市大学 小林 慶太郎氏全員協議会研修を受けた。

**① 研修所感**

講師が話された、条例に示されている条例の目的に即していたか地方自治法に定める事項（第89条～第138条が議会に関する規定）を遵守した議会運営になっていたかが重要で、現在行っている「申し合わせ」議論より、「議会基本条例」を必要に応じて見直す事が重要と講義されていたが、最もだと思った。

東員町も「申し合わせ」議論より、「議会基本条例」を必要に応じ取り決めていくべきである。

また、『全員協議会が決定の場ではない』と各委員会での議論の大切さを説いておられたが重要である事を理解した。

**② 今後、研修で得た知識等について、町議会活動にどのように反映するか**

私は「東員町議会基本条例」に従って活動すべきと考え、地方自治法を遵守し、町民へ議会、議員としての活動を発信していく。

**③ その他**

今回のような専門的な学者や講師については積極的に取り入れれば良いと考える。